

別表

介護事業所等の種別		補助単価（千円）	単位
訪問介護事業所（※１）	集合住宅併設型	200	事業所数
	1月あたり延べ訪問回数200回以下	300	事業所数
	1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	400	事業所数
	1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500	事業所数
通所介護事業所（※１）	1月あたり延べ利用者数300人以下	200	事業所数
	1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300	事業所数
	1月あたり延べ利用者数601人以上	400	事業所数
訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護事業所（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）、福祉用具貸与事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）、看護小規模多機能型居宅介護事業所、居宅介護支援事業所		200	事業所数
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型老人福祉施設、短期入所生活介護事業所（※２）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム		6	定員数（※３）
算定方法は以下のとおりとする。 ・補助額は、上記の補助単価とそれぞれの単位（事業所数又は定員数）を乗じて得た額と、対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。			

※１ 訪問介護事業所及び通所介護事業所の補助単価区分は令和７年４月サービス提供分から令和７年９月サービス提供分までの平均により判断する。

※２ 空床利用型を除く。

※３ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和７年４月１日時点の定員により判断すること。
 ただし、定員数が令和７年４月１日から申請日までに３割以上増減している場合は、申請時の定員数で申請を行うこと。